

ジェトロ地域・分析レポート【視点・分析】

英国への投資には事業税（ビジネスレート）に留意が必要 -対英投資に関わる問題点

別紙「2018/2019 年度に実施されている主なビジネスレート減免」

1. 2018/2019 年度に実施されている小事業向け減免制度

	基準となる不動産評価額	免除の内容
イングランド	1万2,000ポンド以下	100%免除
	1万2,001ポンド～1万5,000ポンド	30ポンド上昇するごとに1%ずつ減免率が減る
ウェールズ	6,000ポンド以下	100%免除
	6,001ポンド～1万2,000ポンド	60ポンド上昇するごとに1%ずつ減免率が減る
スコットランド	1万5,000ポンド以下	100%免除
	1万5,001ポンド～1万8,000ポンド	25%免除
	複数不動産の評価額の合計が3万5,000ポンド以下かつ各不動産の評価額が1万8,000ポンド以下	小事業ボーナススキームと呼ばれるもので、各不動産について25%免除
北アイルランド	2,000ポンド以下	50%の免除
	2,001ポンド～5,000ポンド	25%の免除
	5,001ポンド～1万5,000ポンド	20%の免除
	9,000ポンド以下の郵便局	50%の免除
	9,001ポンド～1万2,000ポンドの郵便局	25%の免除
	1万2,001ポンド～1万5,000ポンド郵便局	20%の免除

(出所) 英国政府、各行政政府ウェブサイトより作成

2. 2018/2019 年度に実施されている空き物件向け減免制度

空き物件については、不動産の所有者がビジネスレートの支払い義務を負うが、空いた当初の数か月の免除が認められている。期間や条件などは、下表のとおり行政政府によって異なっている。

	空き物件	評価額が低い建物	保存指定建物	生産施設（工場、工房など）
イングランド	3カ月間の免除	評価額が2,900ポンド未満の物件は入居者が入るまで免除	入居者が入るまで免除	6カ月間の免除
ウェールズ	3カ月間の免除	評価額が2,600ポンド未満の物件は入居者が入るまで免除	入居者が入るまで免除	6カ月間の免除
スコットランド	最初の3カ月間は50%免除、その後は10%免除	評価額1,700ポンド未満は入居者が入るまで免除	入居者が入るまで免除	最初の6カ月間の免除、その後10%の免除
	フレッシュスタート制度：6カ月以上空き家だった物件に入居した企業は、最初の1年に限り100%免除			
北アイルランド	最初の3カ月間は50%免除、その後は50%免除	評価額2,000ポンド未満は入居者が入るまで免除	入居者が入るまで免除	3カ月の免除その後、物件ごとに減免率が判断される

(出所) 英国政府、各行政政府ウェブサイトより作成

3. 企業特区（エンタープライズゾーン）

域内の企業は最大年間 5 万 5,000 ポンドの免除を 5 年間にわたって受けることができる。

企業特区に関する免税措置

イングランド	イングランド全体で48カ所のエンタープライズゾーン内の企業を対象に最長5年間、5万5,000ポンド/年を上限に減免
ウェールズ	8地域のエンタープライズゾーン内の企業を対象に減免制度あり
スコットランド	ライフサイエンス・エンタープライズエリア（EA）（6地域）、北部低炭素・再生可能エネルギーEA（5地域）、東部低炭素・再生可能エネルギーEA（3地域）、一般製造業・成長産業EA（4地域）の合計18地域で2020年までの間、最大100%免除が受けられる
北アイルランド	経済特区はないが、製造業の生産施設に対して個別に減免

（出所）英国政府、各行政政府ウェブサイトより作成

4. 過疎地の減免

人口 3,000 人以下の過疎の村で、以下の条件を満たせば 100%免除

イングランド	村唯一の店舗または郵便局（評価額8,500ポンド以下）、パブまたはガソリンスタント（評価額1万2,500ポンド以下）
スコットランド	小さい食品店、雑貨店、郵便局（評価額8,500ポンド以下）
	小さいホテル、パブまたはガソリンスタント（評価額1万2,500ポンド以下）
	地元社会に貢献しているビジネス（評価額 1万7,000ポンド以下）

（出所）英国政府、各行政政府ウェブサイトより作成

5. チャリティー団体、自治体が運営するアマチュアスポーツクラブ

イングランドとスコットランドでは 80%までの免除が可能。自治体の判断で 100%免税が認められることもある。ウェールズと北アイルランドでは原則として 100%免除。

6. 苦境にある場合の特別免除

経営難で支払ができないが、支払を免除することで地域住民の利益となるような場合

7. 2017 年の評価額改定による経過措置

2017 年に評価額が改訂されたイングランド、スコットランド、ウェールズにおいては経過措置が導入されている。イングランドについては下表に基づき、スコットランド、ウェ

ールズについては自治体の判断に基づき評価額に大幅な変更があった不動産に対する経過措置が行われている。

イングランドの経過措置表

増加率、減少率に上限が設けられており、これに従い各自治体が課税額を算出する。

評価額	2017/ 2018 年度	2018/ 2019 年度	2019/ 2020 年度	2020/ 2021 年度	2021/ 2022 年度
評価額が上昇した不動産					
2万ポンド以下 (ロンドン市内は2万8,000ポンド以下)	5.0	7.5	10.0	15.0	15.0
2万ポンド超 (〃 2万8,000ポンド超)	12.0	17.5	20.0	25.0	25.0
10万ポンド超	42.0	32.0	49.0	16.0	6.0
評価額が下落した不動産					
2万ポンド以下 (ロンドン市内は2万8,000ポンド以下)	20.0	30.0	35.0	55.0	55.0
2万ポンド超 (〃 2万8,000ポンド超)	10.0	15.0	20.0	25.0	25.0
10万ポンド超	4.1	4.6	5.9	5.8	4.8

(出所：英国政府ウェブサイトより作成)